

<子の氏の変更>

1 概要

子が、父又は母と氏を異にする場合には、その子は、家庭裁判所の許可を得て、父又は母の氏を称することができます。例えば、父母が離婚し、父の戸籍にあって父の氏を称している子が、母の戸籍に移り母の氏を称したいときには、この申立てをして、家庭裁判所の許可を得る必要があります。

なお、父母が婚姻中の場合には家庭裁判所の許可は必要ありません。

2 申立人(申立てができる人)

- ・子（子が15歳未満のときはその法定代理人が子を代理します。）

3 申立先

- ・子の住所地の家庭裁判所となります。
- ・子の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(子の住所地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

子の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・子1人につき800円
- ・連絡用の郵便切手・・・82円×3枚　合計246円分

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
 - ・子の戸籍謄本（全部事項証明書）　1通
 - ・父・母の戸籍謄本（全部事項証明書）（離婚の場合、父又は母の現在の戸籍に離婚の記載がないときは、現在の戸籍謄本等のほかに、離婚の記載のある改製原戸籍又は除籍の謄本が必要になります。）
- ※ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

【郵送提出の場合の宛先】

〈本庁管轄のもの〉

郵便番号 100-8956

東京都千代田区霞が関1-1-2

東京家庭裁判所 家事事件係

〈立川支部管轄のもの〉

郵便番号 190-8589

東京都立川市緑町10-4

東京家庭裁判所立川支部 家事事件係

〈伊豆大島出張所管轄のもの〉

郵便番号 100-0101

東京都大島町元町字家の上445-10

東京家庭裁判所伊豆大島出張所

〈八丈島出張所管轄のもの〉

郵便番号 100-1401

東京都八丈島八丈町大賀郷1485-1

東京家庭裁判所八丈島出張所

それぞれの管轄裁判所あてにお送りください。